

オランダ (1968)	労働契約のあるすべての労働者に適用。1992年に週13時間未満の労働者にも適用範囲が広がった。	22歳 85%; 21歳 72.5%; 20歳 61.5%; 19歳 52.5%; 18歳 45.5%; 17歳 39.5%; 16歳 34.5%; 15歳 30%	
ニュージーランド (1945; 現在の形になったのは1983)	見習生、訓練生、障害者	16~19歳 60%	
ポーランド (1990)	適用除外なし	減額なし	
ポルトガル (1974)	軍隊	18歳未満 75%	見習生、訓練生、内勤者、障害者には低い最低賃金が適用
スペイン (1963; 現在の形になったのは1976)	適用除外なし	18歳未満 89%	1998年1月1日以降若年者の減額廃止
トルコ (1971)	見習生	16歳未満 85%	1989年8月、農業従事者に低い最低賃金を設定
アメリカ (1938)	役員、管理的・運営的被用者、他の特別の小さな集団	1996年10月より20歳未満の労働者の最初の90日は4.25ドル/時間	ある条件のもと、訓練生に連邦最賃の85%、フルタイムの学生や障害者に低い最低賃金を支払える

資料出所 OECD 「Employment Outlook 1998」

# 最低賃金の平均賃金に対する比率の国際比較(1997年)<sup>(注1)</sup>

	一般労働者の中間賃金						一般労働者の平均賃金			製造業における 平均時給(注4)
	基本給 計	超過勤務手当と賞与を含む					基本給 計	超過勤務手当と賞与を含む		
		計	男	女	若年者(注2)	低賃金労働者(注3)		計	若年者	
ベルギー	61.1	50.4	49.2	55.2	65.5	71.6	52.6	43.4	63.3	59.9
カナダ	-	39.6	35.1	46.8	-	90.1	-	35.7	58.4	38.2
チェコ	-	21.2	19.4	24.6	-	34.6	-	18.7	23.0	-
フランス	68.5	57.4	55.2	63.3	-	86.2	55.3	46.3	71.7	68.7
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51.4
ハンガリー	-	37.4	-	-	-	71.9	-	32.6	-	40.7
日本	39.7	30.8	26.5	42.1	44.9	64.7	34.9	27.1	43.9	46.8
韓国	30.6	24.4	21.2	36.0	35.0	47.4	27.4	21.5	33.5	30.7
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.9
メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.6
オランダ	55.9	49.4	47.2	61.0	-	77.6	51.1	45.2	76.1	58.1
ニュージーランド	47.4	45.6	41.9	51.4	59.2	81.4	41.0	39.4	-	52.8
ポーランド	-	44.6	39.6	49.6	-	78.3	-	40.8	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	49.6	41.9	-	64.1
スペイン	36.4	32.4	30.1	42.3	-	66.6	28.8	25.6	-	40.6
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.7
アメリカ合衆国	43.3	38.1	33.2	44.4	59.7	79.5	34.9	30.6	52.5	36.1

資料出所: EMPLOYMENT OUTLOOK June 1998 (OECD)

注1 最低賃金は全て、成人に適用される最低賃金である。1997年の様々なグループの一般労働者と製造業の肉体労働者の1997年の平均賃金は過去のデータを他の賃金上昇率で推計している。全ての賃金データは社会保険料を含んでいる。

注2 若年者は20歳から24歳の労働者である。オランダでは、若年者の最低賃金の平均値(1歳ごとの若年労働者数で加重平均)の平均賃金に対する比率はおよそ65%である。若年者に対する減額率がある他の国々では一般に、これらは、20歳未満のものに適用される。

注3 低賃金労働者は賃金分布の最底辺20%の労働者としている。構成上、このグループの中間賃金は労働者の下から10%の賃金の上限に対応している。

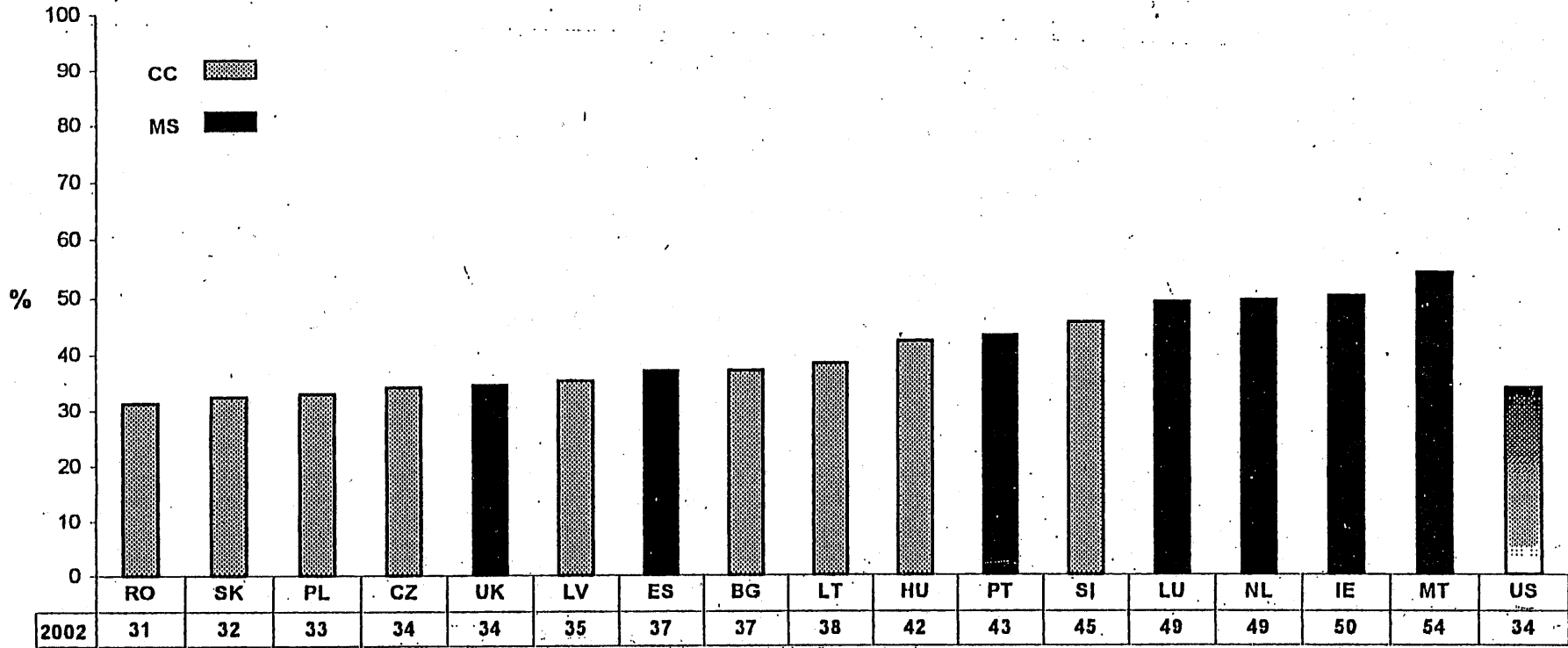
注4 実際に働いた時間に対する時間給。つまり、病気手当、休日手当、その他の年間賞与や非標準賞与を除く。韓国、メキシコ、ポルトガル、スペインについては、直接支払われた給与総額から推計した。

データソース: 平均賃金; OECD Minimum Wage Database, Mean and median earnings for full-time workers; OECD estimates and OECD Earnings Database

(詳細はOECD Employment Outlook July 1996, Chapter3)

製造業の平均時給; US Bureau of Labor Statistics, International Comparisons of Hourly Compensation Costs for Production Workers in Manufacturing, 1975-

# 最低賃金の平均賃金に対する比率の国際比較(2002年)



ルマニア、スロバキア、ポーランド、チェコ、イギリス、ラトヴィア、スペイン、ブルガリア、リトアニア、ハンガリー、ポルトガル、スロベニア、ルクセンブルグ、オランダ、アイルランド、マルタ、米国

資料出所: EUROSTAT "Minimum wages as a percentage of monthly gross earnings in Industry and Services, EU Member States, Candidate Countries and the US, 2002"

(注) MS・・・the Member States of the European Union, CC・・・the Candidate Countries

# 諸外国の公的扶助制度の給付額の比較

制度名		イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本		
		所得補助	参入最低限所得 (RMI)	社会扶助	社会扶助	TANF	生活保護		
基準付	基本原則	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準 (地域差なし)	州・市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	州ごとに独自の基準を設定 (全国標準なし)	全国統一基準 (地域差あり)		
	以下の比較表で用いた給付額算出の元データ	全国統一基準	全国統一基準	全国標準の基準額	全国標準の基準額	イリノイ州	1級地-1	2級地-1	3級地-1
現地通貨	単身者	週 £ 54.65 月額換算約 £ 242.10	月額 E411.70	月額 E339	月額 Kr3,255	月額 \$ 223 (シカゴ)	-	-	-
	カップル	週 £ 87.75 月額換算約 £ 379.87	月額 E617.55	月額 E613	月額 Kr5,455	月額 \$ 292 (シカゴ)	-	-	-
	カップル+子ども(4歳)	週 £ 125.83 月額換算約 £ 557.43	月額 E741.06	月額 E840 (但し10歳の子ども)	月額 Kr7,210	月額 \$396 (シカゴ)	-	-	-
為替レート (対米ドル)		1.603	1.073	1.073	0.117	1.000	0.841		
為替レート		1ポンド=190.61円	1ユーロ=136.86円	1マルク=136.86円	1クローナ=13.91円	1ドル=118.91円	-		
日本円換算	単身者	46,146円	52,513円	43,240円	45,284円	26,356円	84,850	77,220	69,580
	カップル	72,407円	78,769円	78,189円	75,890円	34,511円	129,940	118,250	106,550
	カップル+子ども(4歳)	106,251円	94,523円	107,143円	100,306円	46,803円	162,490	147,870	133,240
価格インデックス (家賃除く) (東京=100)		ロンドン 91.5	パリ 83.7	フランクフルト 73.6	ストックホルム 85.4	シカゴ 91.1	東京 100.0	-	-
給付額 インデックス 調整後 日本円 表記	単身者	50,433円	62,740円	58,750円	53,026円	28,931円	84,850円	77,220円	69,580円
	カップル	79,133円	94,109円	106,235円	88,864円	37,883円	129,940円	118,250円	106,550円
	カップル+子ども(4歳)	116,121円	112,931円	145,575円	117,454円	51,375円	162,490円	147,870円	133,240円
給付水準 インデックス (東京=100)	単身者	59.44	73.94	69.24	62.49	34.10	100.0	-	-
	カップル	60.90	72.42	81.76	68.39	29.15	100.0	-	-
	カップル+子ども(4歳)	71.46	69.50	89.59	72.28	31.61	100.0	-	-

\*全国標準あり：各自治体等が基準を設定する際に、ガイドラインとして中央政府が提示する給付基準の提示がある場合。

「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(2004.3厚生労働省社会・援護局保護課)より

# イギリス、フランス及びアメリカにおける公的扶助と最低賃金について

	イギリス	フランス	アメリカ		日本		
最低賃金①	4.85 ￡/時間 週換算→232.8 ￡ (=4.85 ￡ × 48h)	7.61 ユーロ/時間 月換算→1154.2 ユーロ (=7.61 ユーロ × 152h)	5.50 \$/時間(シゴ) 月換算→957 \$ (=5.50 \$ × 174h) 【TANF】      【SSI】		665 円/時間 月換算→115,710 円 (=665 円 × 174h)		
公的扶助(単身者) ②	54.65 ￡/週 (25歳以上)	411.70 ユーロ/月	223 \$/月 (シゴ)	564 \$/月	1級地-1 84,850 円/月	2級地-1 77,220 円/月	3級地-1 69,580 円/月
最低賃金/公的 扶助(①/②)	4.3倍	2.8倍	4.3倍	1.7倍	1.4倍	1.5倍	1.7倍

○イギリス「所得補助(Income Support)」

就労能力のない非就業者に対する所得保障制度で、無拠出かつ資産調査(ミーンズテスト)を伴う。住宅給付は含まれていない。

○フランス「参入最低限所得(RMI)」

その収入が一定収入に満たない25歳以上の者(子供を養育、妊娠中の者は25歳未満でも可)を対象。最低賃金をもとに算出された給付額を採用しており、生活の特定のニーズに基づいて給付額が算出されているわけではないため、給付額に含まれる費目は明らかではない。住宅扶助制度は別途用意されており、RMIとの併給も認められるが、無償の住居等が提供されている場合は、RMIの給付額が減額されることから、RMIの給付額には一定の住宅費用補填の意味合いが含まれていることになるが、減額される金額は、寡少な額(50.15ユーロ)であり、実際の住宅費用と相殺するものではない。

○アメリカ「貧困家庭一時扶助(TANF)」、「補足的所得保障(SSI)」

SSIは、所有する資産が一定水準以下の高齢者・障害者を対象とする連邦政府が行う制度。TANFは、子供のいる貧困家庭、又は妊婦のいる貧困家庭の自立支援のための制度であり、現金給付もそのための一時的支援と位置づけられる。就労へのインセンティブを高めるため、給付額の水準はSSIと比較すると相対的に低い。TANFには全国統一の給付額基準はない。各州政府は、独自にTANFの給付額基準を設定することができる。州政府での給付額基準の設定方法は必ずしも明示的ではなく、基準額の更新に対する考え方も異なる。TANFの給付額は、アラバマ州の164 \$からアラスカ州の923 \$までと格差が大きい。TANFやSSIは、基本的には、食料扶助(フードスタンプ)やメディケイド、LIHEA(低所得世帯光熱費扶助)、WIC(女性・幼児・子供向け特別補足栄養プログラム)といった他の扶助制度との適切な組合せを前提としている。SSIでは、持ち家の有無による給付額の増減はないが、受給者が他者宅に同居し現物支援等を受けている場合やメディケイド施設入居の場合、給付額は減額される。また、低所得者に対する住宅扶助制度は、住宅都市開発省が独自に実施している。なお、フードスタンプの交付額は、世帯人数1人で141 \$、2人で259 \$、3人で371 \$。

なお、アメリカの公的扶助施策は連邦政府が行っているもの、連邦政府が財源を拠出し運営を州政府が行っているもの、州政府や地方政府が独自に行っているものと非常に多様かつ複雑である。各種公的扶助の給付基準額の設定については一律の基準があるわけではないが、しばしば「Poverty Guidelines」が用いられる。1965年以降、連邦政府の貧困基準として、「Poverty Thresholds」と「Poverty Guidelines」の2種類の基準が用いられている。Poverty Thresholdsは、貧困者数の把握等、主として統計上の目的のために活用されるものであり、米国国勢調査局によって毎年公表されている。このPoverty Thresholdsは、基礎的な食費を3倍した数値を基準に、その後はCPI-U(消費者物価指数)により調整している。一方、Poverty Guidelinesは、Poverty Thresholdsを簡素化したもので、各種公的扶助施策を実施・運用する際に活用される基準で、米国保健福祉省によって毎年公表されている。SSIやTANF、EITC(勤労所得税控除)、住宅都市開発省の資産調査を必要とする住宅扶助等では、このPoverty Guidelinesは用いられない。

「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(2004.3厚生労働省社会・援護局保護課)等より